

妙高市希少野生動植物保護基本方針

この基本方針は、妙高市希少野生動植物保護条例（令和3年妙高市条例第3号）第8条第1項の規定により、希少野生動植物の保護を図るための基本的な事項を定めるものである。

目次

- 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- 第3 指定希少野生動植物の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- 第4 その他の希少野生動植物の保護に関する重要な事項

令和2年4月23日

妙高市環境生活課

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

野生動植物は自然環境を構成する重要な要素であり、妙高戸隠連山国立公園に位置し、「生命地域の創造」を市政の基本理念とする本市にとって、かけがえのない財産である。

世界では、多様な人間活動の影響を受けて、多くの野生動植物が絶滅し、また絶滅の危機に直面しており、それは本市においても例外ではなく、希少な高山植物の減少をはじめ、野生動植物の乱獲が目撃されるなど、危機的な状況となりつつある。

このような状況を受け、本市では次の考え方に基づき、「妙高市希少野生動植物保護条例」（令和3年妙高市条例第3号）。以下「条例」という。）を定め、市民の貴重な財産である野生動植物を絶滅の危機から守り、次代へ継承していくものである。

1 本市の現状と課題

(1) 現状

妙高戸隠連山国立公園に位置する本市は、妙高山、火打山、高妻山の3つの日本百名山をはじめとする雄大で四季折々の変化に富んだ自然環境が、そこに生息・生育する野生動植物を育み、多種多様な生態系を形成している。

しかし、現在、野生動植物への配慮を欠いた人間活動の拡大等によって、本市の野生動植物を取り巻く環境が大きく変化してきている。

(2) 課題

絶滅のおそれのある野生動植物は、その希少性の高さから高額で取り引きされる傾向にあり、インターネットでも販売されるなど、乱獲による絶滅の危険が高まってきている。

一方、国では、平成4年に野生動植物の種の保存を目的として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）が制定され、希少野生動植物種の保護対策が推進されることとなった。

しかしながら、種の保存法で保護されている種及び区域は、全国的に絶滅のおそれが高いものや分布域が限定されるものに限られており、本市における希少野生動植物の保護対策としては、十分とは言えない状況にあり、種の保存法の対象ではない種に対しても、本市の実情を踏まえた保護施策を実施することが求められている。

2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方

前述の状況を踏まえ、本市における希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。なお、本方針において、希少野生動植物とは、

市内に生息し、又は生育する野生動植物種のうち、現に絶滅が危惧されている、又は存続基盤が脆弱^{せいじやく}であるもので、別表に定めるものをいう。

(1) 今日、野生動植物に絶滅の危機が生じている主な要因とは、人間活動等に起因する個体数の減少、生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の減少、生息又は生育の環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためにはこれらの状況を改善することが必要である。

このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図るべき希少野生動植物を明らかにした上で、その個体等の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）を原則として禁止する一定の措置を講じる。

(2) 希少野生動植物の保護施策は、生物学的知見に立ち、時機を逃さず適切に実施する必要があるが、希少野生動植物はその生態など未知の部分が多いため、施策に必要な各種の調査研究を推進する。

(3) 以上の施策の立案と実行に当たっては、国及び県との連携のほか、希少野生動植物の保護活動を行う関係団体及び市民との協働や事業者との協力など、幅広い主体とのつながりが重要となる。このため、市民、関係団体及び事業者に対し、希少野生動植物の保護意識の高揚を図り、また、必要な情報提供に努めるとともに、市民及び関係団体との円滑な協力体制づくりを推進する。

第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生動植物の選定方針

指定希少野生動植物については、希少野生動植物のうち、当市の実情を踏まえ、特に保護を図るべきものを選定する。

2 指定希少野生動植物の選定に当たっての留意すべき事項

指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として、環境省レッドリスト及び新潟県レッドリストに該当する種で、当市において著しく個体数が減少している種から選定すること。
- (2) 個体として容易に識別できる大きさを有している種であって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものを選定すること。
- (3) 外来種及び県内にごくまれにしか渡来しない、又は回遊しない種は選定しないこと。
- (4) 以下の各号のいずれかに該当する種を優先して選定すること。

- ア 隣接県の保護の対象や商取引等の対象になるなど、過度の捕獲又は採取の対象となりやすい種
- イ 国内における主要な生息地等が市内に存在し、市内におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退につながるなど、当市の自然環境の特性を象徴するような種
- ウ 社会的若しくは文化的価値が高い種又は市民及び関係団体からの保護の要請の高い種
- エ 保護活動が既に行われている、又は今後の保護活動の実施が期待できるなど、保護の効果が期待できる種

第3 指定希少野生動植物の個体等の取扱いに関する基本的な事項

1 個体等の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物の個体又は卵若しくは種子等（種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。以下「個体等」と総称する。）とする。

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。

(2) 捕獲等の許可

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の許可については、学術研究又は保護のための繁殖の目的、その他その種の保護に資する目的と認められるものを除き、原則として許可しないものとする。

第4 その他の希少野生動植物の保護に関する重要な事項

1 調査及び情報提供

希少野生動植物の保護施策の推進を図るため、野生動植物の生息状況や外来種に関する実態の把握はもとより、指定希少野生動植物の指定又は指定後の動向に係る各種情報の蓄積に努め、これらを保護施策の効果の検証や改善等の材料として活用する。

また、野生動植物に関する情報や調査の成果については、希少野生動植物の保護と市民

の理解促進に資するよう適正に公開するものとする。

2 監視指導

各種規制の実効性を高めるために、市は市民や関係団体等からの情報提供を受けて、指定希少野生動植物の生息又は生育状況等の状況把握と指導に努めるものとする。

別表

妙高市希少野生動植物一覧

| 分類 | 科名 | 和名 |
|------------|--------|-----------|
| 植物 (草本) | キンポウゲ科 | シラネアオイ |
| | キンポウゲ科 | オキナグサ |
| | キンポウゲ科 | オオミスミソウ |
| | キンポウゲ科 | シキンカラマツ |
| | トクサ科 | トクサ |
| | メギ科 | トガクシショウマ |
| | ボタン科 | ヤマシャクヤク |
| | サクラソウ科 | オオサクラソウ |
| | サクラソウ科 | クリンソウ |
| | ユリ科 | ヤマユリ |
| | ユリ科 | オニユリ |
| | ユリ科 | コオニユリ |
| | ユリ科 | コシノコバイモ |
| | ユリ科 | ササユリ |
| | ニシキギ科 | オオシラヒゲソウ |
| | ススキノキ科 | ゼンテイカ |
| | サトイモ科 | ザゼンソウ |
| | キク科 | コウリンカ |
| | ラン科 | トキソウ |
| | ラン科 | キンラン |
| | ラン科 | クマガイソウ |
| | ラン科 | ササバギンラン |
| | ラン科 | ノビネチドリ |
| | ラン科 | ホクリクムヨウラン |
| | スイレン科 | ヒツジグサ |
| | アヤメ科 | ヒメシャガ |
| | タヌキモ科 | ノタヌキモ |
| | トチカガミ科 | ヤナギスブタ |

| | | |
|------------|----------|----------------------|
| | サンショウモ科 | サンショウモ |
| 植物 (木本) | ツツジ科 | オオバツツジ |
| | ツツジ科 | サラサドウダン |
| | マツ科 | キタゴヨウ |
| | マツ科 | コメツガ |
| | マメ科 | フジキ |
| | ヒノキ科 | クロベ (ネズコ) |
| 哺乳類 | トガリネズミ科 | カワネズミ |
| | ヒナコウモリ科 | ヤマコウモリ |
| | リス科 | ホンドモモンガ |
| | イタチ科 | オコジョ |
| | ネズミ科 | ニイガタヤチネズミ |
| | ヤマネ科 | ヤマネ |
| 両生類 | サンショウウオ科 | ハコネサンショウウオ |
| | アカガエル科 | トノサマガエル |
| | アカガエル科 | タゴガエル |
| | アカガエル科 | トウキョウダルマガエル |
| 昆虫類 | セセリチョウ科 | アカセセリ |
| | セセリチョウ科 | チャマダラセセリ |
| | アゲハチョウ科 | ギフチョウ |
| | アゲハチョウ科 | ヒメギフチョウ 本州亜種 |
| | シロチョウ科 | クモマツマキチョウ 北アルプス・戸隠亜種 |
| | シロチョウ科 | ヒメシロチョウ |
| | シジミチョウ科 | ゴマシジミ 関東・中部亜種 |
| | シジミチョウ科 | クロシジミ |
| | シジミチョウ科 | オオルリシジミ 本州亜種 |
| | シジミチョウ科 | ミヤマシジミ |
| | シジミチョウ科 | アサマシジミ |
| | タテハチョウ科 | コヒョウモンモドキ |
| | ジャノメチョウ科 | キマダラモドキ |
| | ジャノメチョウ科 | ベニヒカゲ 本州亜種 |

| | | |
|----|---------|---------|
| | ムカシトンボ科 | ムカシトンボ |
| | エゾトンボ科 | カラカネトンボ |
| | トンボ科 | カオジロトンボ |
| 鳥類 | キジ科 | ライチョウ |
| | タカ科 | イヌワシ |
| | タカ科 | クマタカ |
| | サギ科 | ミゾゴイ |
| | クイナ科 | ヒクイナ |
| | シギ科 | オオジシギ |
| | カワセミ科 | アカショウビン |
| | モズ科 | チゴモズ |
| 魚類 | ヤツメウナギ科 | スナヤツメ |
| | メダカ科 | キタノメダカ |
| | コイ科 | シナイモツゴ |
| | ドジョウ科 | ホトケドジョウ |
| | ナマズ科 | ナマズ |